

簡易な収入(所得)見込額の申立書

【家計急変者】

記入例

収入の減少がコロナウイルス感染症の影響である場合✓を記入して下さい。収入の減少がコロナウイルス感染症の影響ではない場合、本給付金の対象とはなりません。

○「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金申請書(様式第3号)」と一緒に提出ください。

① 下記にチェック(☑)してください。
 私の世帯は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

② 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した全ての方の状況を記載して下さい。

扶養する人数を記載。

下表から、扶養人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認し、この額を⑦欄に記入して下さい。非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが低ければ支給対象(2枚目は記載不要)

	(フリガナ)氏名	左欄の者が扶養する者の数	令和3年度住民税課税状況	障害者控除等の適用	任意の1か月で申し立てる場合、その年月	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12	非課税相当収入限度額
						給与収入 [A]	事業収入又は不動産収入 [B]	年金収入 [C]		
1	ナカジマタロウ	3	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 1月	収入合計額 A+B+C= [D] 200,000 円			2,400,000 円	2,097,000 円
	中島太郎					0 円	200,000 円	0 円		
2	ナカジマカズコ	0	☑課税 ☐非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 1月	収入合計額 A+B+C= [D] 60,000 円			720,000 円	930,000 円
	中島一子					60,000 円	0 円	0 円		
3	ナカジマハジメ	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 1月	収入合計額 A+B+C= [D] 20,000 円			240,000 円	930,000 円
	中島始					20,000 円	0 円	0 円		
4	ナカジマゴロウ	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 1月	収入合計額 A+B+C= [D] 120,000 円			1,440,000 円	930,000 円
	中島吾郎					0 円	120,000 円	0 円		
5	ナカジマハナコ	0	☐課税 ☑非課税 ☐未申告	☐障害者控除 ☐寡婦(夫)控除 ☐ひとり親控除	令和4年 1月	収入合計額 A+B+C= [D] 100,000 円			1,200,000 円	930,000 円
	中島花子					0 円	100,000 円	0 円		

(記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で届け出ている人数)
- 「令和3年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑して下さい。
- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑して下さい。
- 「任意の1か月で申し立てる年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の年月を記入して下さい。
- 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和3年1月以降の任意の1か月の収入を記入して下さい。

年間収入見込額⑥では、非課税相当収入限度額⑦を超えてしまう場合は、2枚目(次ページ)の年間所得(控除有により)より算出する。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入(非課税除く)がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

- 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入して下さい。
- 「非課税相当収入限度額」欄には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入して下さい。(見易表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がない場合	930,000円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	1,378,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,680,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,097,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,497,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を記入して下さい ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

前ページ⑥欄の年間収入見込額を転記してください。

年間単位での事業経費見込み

所得額ベースの申請を行う場合(前ページの収入ベースの計算で該当しない場合は対象世帯員の年間の所得見込みについて記入する。

年間所得見込額を計算してください
 年間所得見込額 = 収入額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金控除)
 ⑪の額が⑫の額を下回れば支給対象となります。

各欄に該当する控除額を記入して下さい。

	(フリガナ) 氏名	【収入】	【控除】			【所得見込】	【非課税相当額】
		年間収入見込額 ⑥	給与所得控除額 ⑧	事業収入等の経費 ⑨	公的年金等控除 ⑩	年間所得見込額 ⑪	非課税所得限度額 ⑫
1	ナカジマタロウ 中島太郎	2,400,000 円		1,440,000 円		960,000 円	1,388,000 円
2	ナカジマゴロウ 中島吾郎	1,440,000 円			1,100,000 円	340,000 円	380,000 円
3	ナカジマハナコ 中島花子	1,200,000 円			1,100,000 円	100,000 円	380,000 円
		円	円	円	円	円	円
		円	円	円	円	円	円

(記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
 - ①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
 - ②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40% - 10万円
 - ③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30% + 8万円
 - ④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20% + 41万円
- ⑨「事業収入等の経費」
 - ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の1か月相当額をご記入ください
 - ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
 - (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 60万円超130万円未満 → 60万円
 - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 - 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
 - (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
 - : 110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
 - : 110万円超330万円未満 → 110万円
 - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25 - 27万5千円
 - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15 + 68万5千円
- ⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
 - ⑤年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - (⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除)
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。
 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

〈早見表〉

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	168.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用